

○ 山梨県（※甲府市除く）における定期報告対象建築物の報告年度一覧表

（※甲府市内の建築物等における定期報告は、県とは別に、甲府市が定めています。詳細については、甲府市役所にお問い合わせください。）

	用 途 (対象となる規模等の詳細は、別紙参照)	報告年度											報告時期
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
特 定 建 築 物	1 劇場、映画館、演芸場	○		○		○		○		○		○	2年毎
	2 観覧場、公会堂、集会場		○		○		○		○		○		2年毎
	3 病院、診療所、児童福祉施設等	○		○		○		○		○		○	2年毎
	4 旅館、ホテル		○		○		○		○		○		2年毎
	5 下宿、共同住宅、寄宿舎	○			○			○			○		3年毎
	6 学校、体育館			○			○			○			3年毎
	7 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場		○			○			○			○	3年毎
	8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、バー、 ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店、 物品販売業を営む店舗	○		○		○		○		○		○	2年毎
	9 上記に掲げるものを除き、事務所その他これらに類するもの			○			○			○			3年毎
昇降機（対象となる詳細は、別紙参照）	毎年報告 ※提出先：北関東ブロック昇降機等検査協議会												
防火設備（対象となる詳細は、別紙参照）	毎年報告 ※既存建築物の防火設備は、H31年までに1回報告し、その後毎年とする。												
建築設備（対象となる詳細は、別紙参照）	毎年報告												
準用工作物（観光用エレベーター、遊戯施設）	毎年報告 ※提出先：北関東ブロック昇降機等検査協議会												
※建築物等の建築主が、建築基準法に定めた検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期は除きます（新築又は改築の場合）。													